報告第17号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。 令和2年9月3日提出

渋川市長 髙 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年7月13日午前7時40分ごろ、渋川市八木原2102番地先市 道関越側道線において、

氏運転の小型乗用車(所有者同氏)が 市道に生じた陥没部を通過したことにより、左前輪のタイヤホイールが損傷 したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第180条第1項の規定及び市長において専決処分す ることができる事項の指定について(平成26年12月11日議決)により 、次のとおり専決処分する。

令和2年8月17日

渋川市長 髙 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 髙 木 勉

 \angle

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費31,350円のうち18,810円を 支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 2 損害賠償額

18,810円